

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月7日

【四半期会計期間】 第69期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 日本トムソン株式会社

【英訳名】 NIPPON THOMPSON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮 地 茂 樹

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪二丁目19番19号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛 越 今 朝 明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目19番13号(高輪センタービル)

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛 越 今 朝 明

【縦覧に供する場所】 中部支社

(名古屋市中川区西日置二丁目3番5号(名鉄交通ビル))

西部支社

(大阪市西区新町三丁目11番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありません
が、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第2四半期 連結累計期間	第69期 第2四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	21,260	26,043	44,130
経常利益または経常損失() (百万円)	20	790	905
親会社株主に帰属する四半期純利益 または親会社株主に帰属する四半期(百万円) (当期)純損失()	1,070	1,043	291
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	2,217	2,320	1,348
純資産額 (百万円)	55,205	60,534	58,605
総資産額 (百万円)	86,285	99,337	99,627
1株当たり四半期純利益金額または 四半期(当期)純損失金額() (円)	14.80	14.51	4.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	14.49	-
自己資本比率 (%)	63.9	60.5	58.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,452	3,924	4,981
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,766	1,447	5,376
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	874	4,670	7,126
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	13,726	17,981	20,040

回次	第68期 第2四半期 連結会計期間	第69期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 または四半期純損失金額() (円)	14.40	4.74

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第68期第2四半期連結累計期間および第68期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社および当社の関連会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。海外経済においては、米国や欧州地域では個人消費や設備投資が増加するなど、景気回復が続きました。また、アジア地域においても中国経済をはじめ、持ち直しの動きが見られました。

このような情勢のもとで、当社グループは「I K O 中期経営計画2017 (CHANGE & CHALLENGE)」の最終年度を迎え、グローバル市場で競争力と存在感のある企業を目指して事業拡大を図るとともに、持続的成長と企業価値を向上させるための諸施策に取り組みました。なお、本年1月に子会社化しました中国の優必勝(上海)精密軸承製造有限公司および優必勝(蘇州)軸承有限公司の業績を第1四半期より連結対象としておりません。

販売面につきましては、旺盛な設備投資需要を背景に高水準の受注が続くなか、既存顧客との取引深耕や成長市場の開拓に努めるとともに、今後の需要拡大が見込まれる戦略製品の販売拡大に注力いたしました。

生産面につきましては、海外生産子会社であるI K O THOMPSON VIETNAM CO., LTD.における生産品目の拡充や、優必勝(蘇州)軸承有限公司における生産効率の改善など、海外生産体制の強化に取り組みました。

当社グループの営業状況をみますと、国内市場においては、半導体関連市場で活発な投資が行われたことにより、半導体製造装置や実装機等のエレクトロニクス関連機器向けを中心に売上高は増加いたしました。北米地域では、エレクトロニクス関連機器や工作機械向け等の売上高が増加いたしました。欧州地域では、医療機器や工作機械向け等の需要が好調に推移し、売上高は増加いたしました。アジア地域では、中国における生産設備の自動化投資や、スマートフォン、インフラ関連向けの需要が増加したほか、優必勝(上海)精密軸承製造有限公司の連結子会社化により、売上高は大幅に増加いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比22.5%増の26,043百万円となりました。収益面につきましては、新基幹業務システム導入当初の生産効率の悪化および同システム関連費用の増加等もあり、営業利益は710百万円(前年同期比2.3%増)、経常利益は790百万円(前年同期は経常損失20百万円)、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,043百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失1,070百万円)となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における針状ころ軸受および直動案内機器等(以下「軸受等」といいます。)の生産高(平均販売価格による)は20,013百万円(前年同期比16.4%増)となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は32,160百万円(前年同期比49.2%増)となりました。

セグメントについて、当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造販売を主な単一の事業として運営しているため、事業の種類別セグメントおよび事業部門は一括して記載しております。なお、部門別売上高では、軸受等は22,770百万円(前年同期比21.9%増)、諸機械部品は3,272百万円(前年同期比26.9%増)となりました。

部門別売上高

(単位：百万円)

区 分	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)		比較増減	
	金額	比率	金額	比率	金額	伸び率
軸受等	18,682	87.9	22,770	87.4	4,088	21.9
諸機械部品	2,578	12.1	3,272	12.6	694	26.9
売上高合計	21,260	100.0	26,043	100.0	4,783	22.5

(2) 財政状態の分析

資産合計は、前連結会計年度末に比べ289百万円減少し99,337百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金1,217百万円、有価証券3,200百万円、投資有価証券1,262百万円等の増加と、現金及び預金4,374百万円、たな卸資産256百万円、未収入金638百万円、有形固定資産567百万円等の減少によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ2,218百万円減少し38,802百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金1,586百万円、長期借入金997百万円、繰延税金負債376百万円等の増加と、短期借入金219百万円、社債5,000百万円等の減少によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,929百万円増加し60,534百万円となりました。これは主に、利益剰余金575百万円、その他有価証券評価差額金895百万円、為替換算調整勘定349百万円の増加等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,058百万円減少し17,981百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,471百万円増加し3,924百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益1,076百万円、減価償却費1,528百万円、たな卸資産の減少額522百万円、仕入債務の増加額1,465百万円等による収入項目と、売上債権の増加額1,112百万円等の支出項目との差額によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,318百万円減少し1,447百万円となりました。これは主に、有価証券の取得による支出1,001百万円、有形固定資産の取得による支出852百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出されたキャッシュ・フローは4,670百万円(前年同期は874百万円の収入)となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,100百万円等による収入項目と、長期借入金の返済による支出1,106百万円、社債の償還による支出5,000百万円、配当金の支払額467百万円等の支出項目との差額によるものであります。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで(以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます)、引き続き継続することを決議し、平成29年6月29日開催の当社第68回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、佐藤順哉、武井洋一、那須健人の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成29年5月15日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(参考URL: <http://www.ikont.co.jp/>)

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとし、

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとし、なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の株主総会を招集することができるものとし、

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、本定時株主総会における本プランの承認時から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記 1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会はさらに独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は494百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	291,000,000
計	291,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年11月7日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	73,501,425	73,501,425	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	73,501,425	73,501,425		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年7月18日
新株予約権の数(個)	794 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	平成29年8月4日～平成59年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額(円)	発行価格 584 (注)3 資本組入金 292 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会 の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。
- ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 2 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- 3 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格(1株当たり583円)と新株予約権行使時の払込額(1株当たり1円)を合算している。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人(有期労働契約の場合を除く。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年9月30日		73,501		9,533		12,887

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	6,077	8.26
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内 (東京都港区浜松町2-11-3)	4,486	6.10
日本トムソン取引先持株会	東京都港区高輪2-19-19	4,472	6.08
ジェービー モルガン チェー ス バンク 380684 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インター シティA棟)	4,050	5.51
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,543	3.46
株式会社不二越	富山県富山市不二越本町1-1-1	2,008	2.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,819	2.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,612	2.19
日本トムソン従業員持株会	東京都港区高輪2-19-13	1,473	2.00
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,412	1.92
計		29,954	40.75

(注) 1 当社は自己株式を1,525,274株(2.07%)保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

- 2 日本生命保険相互会社およびその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から、平成17年8月15日付で関東財務局長に提出された大量保有(変更)報告書により、平成17年7月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ニッセイアセットマネジメント株式会社	39	0.05

- 3 平成27年7月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが平成27年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
シュロージャー・インベストメント・マネージ メント・リミテッド	5,354	7.28

- 4 平成29年5月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、ポラー・キャピタル・エル・エル・ピーが平成29年5月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ポラー・キャピタル・エル・エル・ピー	2,303	3.13

- 5 平成29年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が平成29年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	2,729	3.71

- 6 平成29年10月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、大和住銀投信投資顧問株式会社が平成29年9月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
大和住銀投信投資顧問株式会社	3,013	4.10

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,525,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 71,925,500	719,255	
単元未満株式	普通株式 50,725		
発行済株式総数	73,501,425		
総株主の議決権		719,255	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

2 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は含まれておりません。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本トムソン株式会社	東京都港区高輪2 - 19 - 19	1,525,200		1,525,200	2.07
計		1,525,200		1,525,200	2.07

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)および第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,240	15,866
受取手形及び売掛金	13,113	2 14,330
有価証券	-	3,200
商品及び製品	13,186	12,058
仕掛品	7,892	8,801
原材料及び貯蔵品	4,837	4,800
その他	3,369	3,152
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	62,629	62,199
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	10,548	10,202
その他(純額)	10,324	10,101
有形固定資産合計	20,872	20,304
無形固定資産		
投資その他の資産	3,374	3,111
投資有価証券		
投資有価証券	10,440	11,703
その他	2,356	2,063
貸倒引当金	45	45
投資その他の資産合計	12,751	13,721
固定資産合計	36,998	37,137
資産合計	99,627	99,337
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,143	9,730
短期借入金	400	181
1年内償還予定の社債	5,000	-
1年内返済予定の長期借入金	3,133	3,506
未払法人税等	202	455
役員賞与引当金	60	30
その他	3,920	3,904
流動負債合計	20,861	17,808
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	8,133	8,758
退職給付に係る負債	182	47
その他	1,844	2,188
固定負債合計	20,160	20,994
負債合計	41,021	38,802

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,533	9,533
資本剰余金	12,887	12,887
利益剰余金	32,801	33,377
自己株式	801	771
株主資本合計	54,420	55,026
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,975	4,871
繰延ヘッジ損益	6	7
為替換算調整勘定	104	244
退職給付に係る調整累計額	82	39
その他の包括利益累計額合計	3,795	5,069
新株予約権	30	76
非支配株主持分	359	363
純資産合計	58,605	60,534
負債純資産合計	99,627	99,337

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	21,260	26,043
売上原価	14,769	18,823
売上総利益	6,491	7,220
販売費及び一般管理費	1 5,796	1 6,510
営業利益	694	710
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	96	103
受取保険金	0	72
その他	88	119
営業外収益合計	191	301
営業外費用		
支払利息	60	71
売上割引	61	118
為替差損	730	-
その他	52	32
営業外費用合計	906	221
経常利益又は経常損失()	20	790
特別利益		
固定資産売却益	-	36
移転補償金	-	250
特別利益合計	-	286
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	20	1,076
法人税等	1,047	20
四半期純利益又は四半期純損失()	1,067	1,056
非支配株主に帰属する四半期純利益	2	12
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,070	1,043

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,067	1,056
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	31	895
繰延ヘッジ損益	6	14
為替換算調整勘定	1,145	340
退職給付に係る調整額	20	42
その他の包括利益合計	1,149	1,264
四半期包括利益	2,217	2,320
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,216	2,316
非支配株主に係る四半期包括利益	0	3

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	20	1,076
減価償却費	1,268	1,528
引当金の増減額(は減少)	37	30
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	125	134
受取利息及び受取配当金	101	109
支払利息	60	71
為替差損益(は益)	232	46
固定資産除却損	15	9
移転補償金	-	250
売上債権の増減額(は増加)	748	1,112
たな卸資産の増減額(は増加)	1,345	522
仕入債務の増減額(は減少)	53	1,465
未払費用の増減額(は減少)	231	182
その他	887	308
小計	2,491	3,479
利息及び配当金の受取額	101	109
利息の支払額	52	81
移転補償金の受取額	-	250
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	88	166
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,452	3,924
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,371	852
無形固定資産の取得による支出	210	68
その他	184	525
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,766	1,447
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	211
長期借入れによる収入	3,400	2,100
長期借入金の返済による支出	1,863	1,106
社債の発行による収入	5,000	-
社債の償還による支出	-	5,000
新株予約権付社債の償還による支出	4,999	-
自己株式の取得による支出	232	0
配当金の支払額	472	467
その他	41	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	874	4,670
現金及び現金同等物に係る換算差額	220	134
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	340	2,058
現金及び現金同等物の期首残高	13,386	20,040
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 13,726	1 17,981

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間
(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

税金費用の計算

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純利益または税引前四半期純損失に法定実効税率を乗じた金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮しております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間
(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」(以下、当社持株会)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、信託口)を設定し、信託口は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度48百万円、113千株、当第2四半期連結会計期間18百万円、43千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度66百万円、当第2四半期連結会計期間33百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結子会社の優必勝(上海)精密軸承製造有限公司は、連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
優耐特(上海)動力技術有限公司	1,049百万円	108百万円

2 四半期会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形		100百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
従業員給与	2,237百万円	2,443百万円
福利厚生費	406 "	436 "
退職給付費用	95 "	107 "
荷造運搬費	283 "	351 "
事務費	353 "	463 "
賃借料	354 "	368 "
業務委託費	368 "	400 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金	13,012百万円	15,866百万円
預入期間が3ヵ月超の定期預金	485 "	84 "
取得日から3ヵ月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	1,199 "	2,199 "
現金及び現金同等物	13,726百万円	17,981百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	472	6.50	平成28年3月31日	平成28年6月30日

2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	468	6.50	平成28年9月30日	平成28年12月7日

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	467	6.50	平成29年3月31日	平成29年6月30日

2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	467	6.50	平成29年9月30日	平成29年12月6日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

平成29年1月13日に行われた優必勝(上海)精密軸承製造有限公司および優必勝(蘇州)軸承有限公司との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当第2四半期連結会計期間において確定しております。

なお、のれんの金額に修正は生じておりません。

2 発生したのれん金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれん金額

384百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

(3) 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額および算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額または 1株当たり四半期純損失金額()	14円80銭	14円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額または 親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	1,070	1,043
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額または親会社株主に 帰属する四半期純損失金額() (百万円)	1,070	1,043
普通株式の期中平均株式数(株)	72,294,627	71,901,493
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		14円49銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)		
普通株式増加数(株)		125,016
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年11月6日開催の取締役会において、第69期の中間配当を行うことを決議しました。

中間配当金額総額	467百万円
1株当たりの中間配当金	6円50銭
支払請求権の効力発生日 および支払開始日	平成29年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月2日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 和 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本トムソン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。